

1. 掲載マップ一覧の「都市計画情報」下段の地図を検索するをクリック

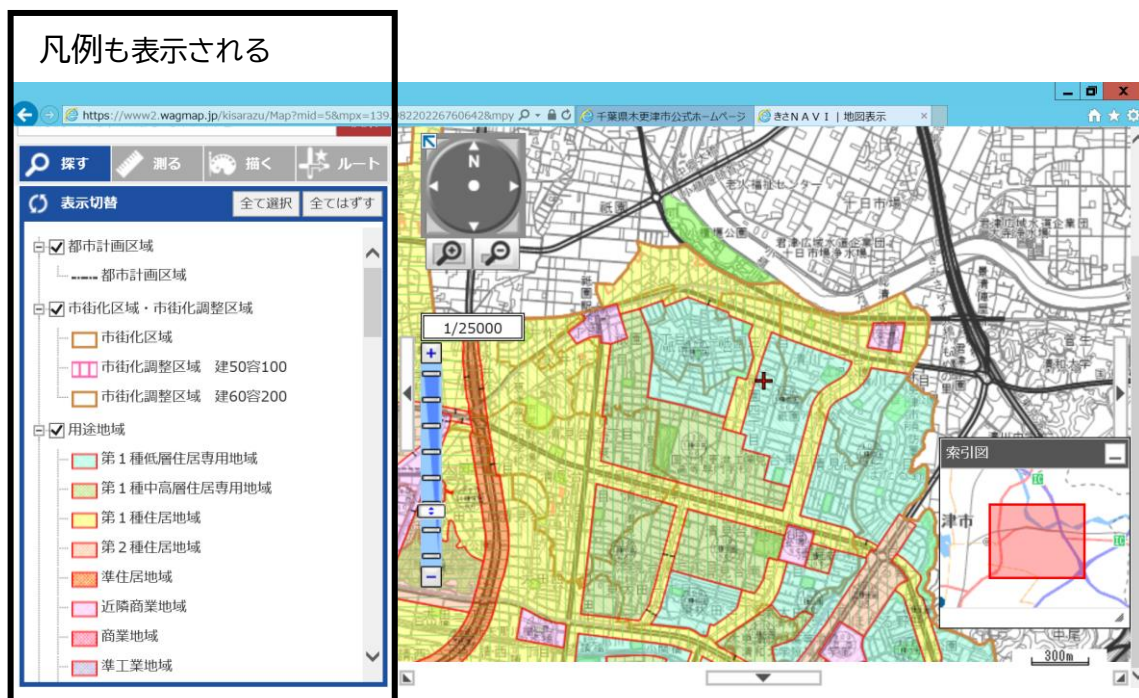


2. その後、利用上の注意、規約に同意いただけると地図が表示されます。

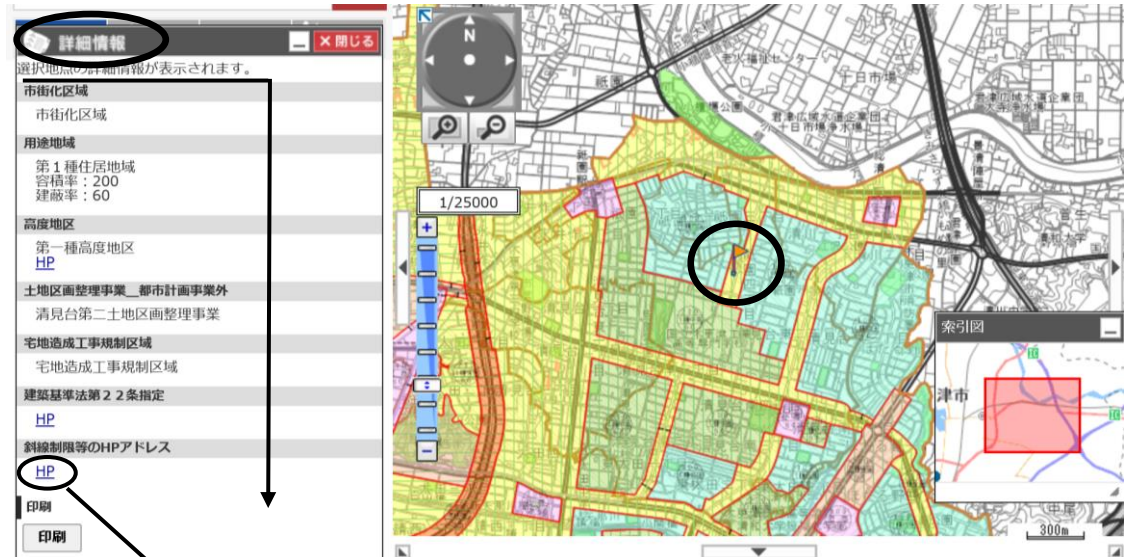
3. 住所検索や地図をクリックし、目的地を表示する



4. 都市計画図が表示される。



5. カーソルの位置を目的地に合わせて、ダブルクリックして旗をつける。
 左側に用途地域などの詳細情報がでます。
 地図上の旗の位置の情報です。



6. 詳細情報のうち、HPと記載されているものは、HP部をクリックすると、その制限などの情報のページが表示されます。
 下の表示されたページは、詳細情報の【高度地区】第一種高度地区の詳細を示したものです。

- 市街化調整区域における地区計画に係る補助金
- 都市計画の決定手続きの流れ
- 水戸市の都市計画
- 水戸市都市計画図
- 都市計画図等の版次
- 市街化調整区域における地区計画ガイドライン
- 水戸市都市計画調整区域の指定方針及び指定基準
- 水戸市の特別用途地区
- 水戸市の高度地区
- 水戸市の地区計画
- 都市計画提案制度
- 生産緑地
- 生産緑地法の一部改正(特定生産緑地制度)

建築物の高さの制限

第一種高度地区

建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離の1.25倍に5メートルを加えた数値以下、かつ、当該水平距離から4メートルを減じたものの0.6倍に10メートルを加えた数値以下とします。

第二種高度地区

建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離の1.25倍に10メートルを加えた数値以下、かつ、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えた数値以下とします。

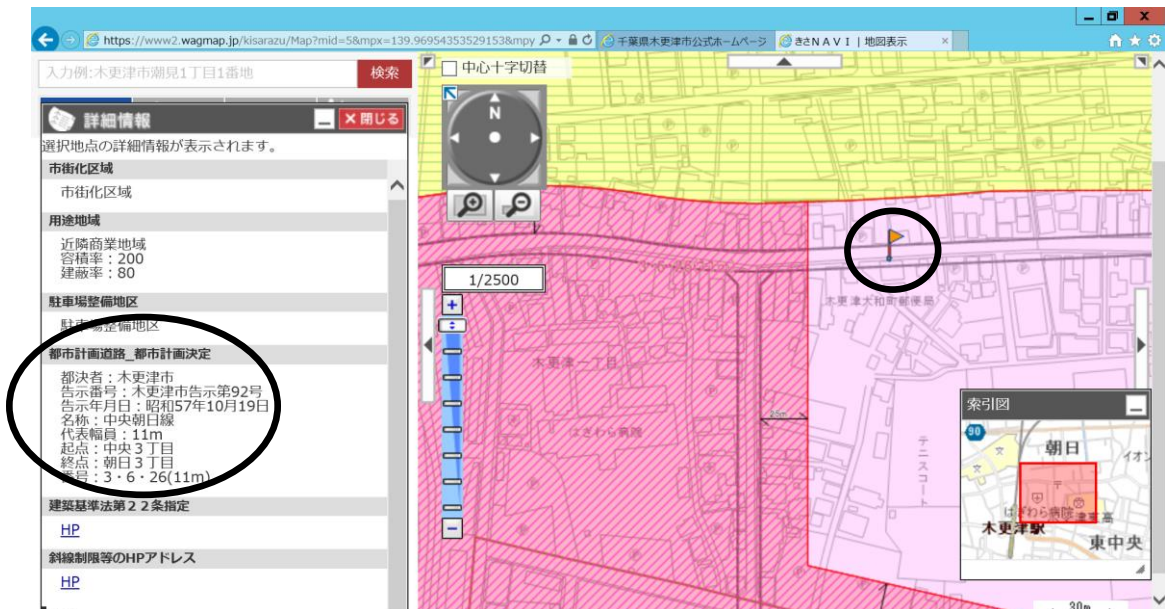
高度地区の概要図



7. その他 都市計画道路について

対象地に茶色い着色がされている都市計画道路(凡例参照)の詳細情報は、道路内でダブルクリックし、旗をつける。

都市計画道路内の敷地の取り扱いについては、個別相談となります。



8. その他 生産緑地について

対象地にピンクの線で囲われている生産緑地(凡例参照)は、左側の詳細情報に記載されないため、注意願います。地図上で判断してください。

